

令和2年6月7日

練馬区剣道連盟傘下団体各位

練馬区剣道連盟

会長 小澤潤一郎

練馬区剣道連盟新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン及び稽古計画

全日本剣道連盟では、「面マスク」や「シールド」の着用を義務づけた上で令和2年6月10日から対人稽古自粛が解除されました。稽古再開の際には全日本剣道連盟の「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に十分留意してください。全日本剣道連盟HPからご覧いただけます。

なお、練馬区剣道連盟では下記のガイドライン及び稽古計画を策定しました。

記

- 1 国・都・区が定める感染症対策に十分留意し稽古に臨むこと。特に発熱がある場合は稽古に参加しないこと。また、持病等がある場合は医師の確認を取ること。
- 2 対人との間隔をなるだけ2メートル取ること。マスクの着用、手洗いを徹底すること。
- 3 対人稽古には、当面の間、面マスクを必ず着用すること。
- 4 稽古再開時には体力面を考慮し、当初は準備体操、素振り等を重点的に、対人稽古は短時間で行うこと。(期間6月10日から6月20日まで)
- 5 体力面の回復期には、対人稽古を稽古時間全体の2分の1程度にすること。
(期間6月20日から6月30日まで)
- 6 7月以降は体力の回復に合わせて通常の稽古に戻して構わないとこと。
- 7 稽古参加者は連絡先が分かる者に限定し、稽古毎に参加者名簿を作成すること。
- 8 稽古参加者が新型コロナウィルス感染症を発症した場合には各団体責任者に報告するとともに練馬区剣道連盟事務局に連絡すること。
- 9 その他

練馬区剣道連盟の稽古再開に向けたガイドライン及び稽古計画は、全日本剣道連盟のガイドラインを抜粋したものである。原則は全日本剣道連盟のガイドラインであることから練馬区剣道連盟傘下各団体においては、このガイドラインに十分留意すること。

担当 練馬区剣道連盟事務局 高木博通

電話 090-3579-1789

Mail nerimakenren@outlook.jp